

日本近代文学と優生思想

学位論文内容の要旨

本論文は、大正から昭和初期にかけて書かれた文学作品と「優生思想」との関連性を明らかにすることを目的としている。賀川豊彦の自伝的長編小説『死線を越えて』(1920年)、谷崎潤一郎の短編小説『創造』(1915年)、星一の科学小説『三十年後』(1919年)、芥川龍之介の風刺小説『河童』(1927年)を中心的に取り上げ、それら4つの作品において表象される様々な「弱者」のイメージを分析しながら、当時の社会における「不適者」への態度及びそれらを対象にしている「優生思想」など、当時の社会背景がいかに反映されているのかについて考察する。もちろん、それぞれの文学者及び作品と優生思想との関係はそう単純ではなく、優生思想を取り込みつつも、それに対する態度は、それぞれ異なる。一つの作品中においても、当時の優生思想を無自覚に反映したところもあれば、それと距離を置き、批判的に関わっているところもある。そうした点にも留意しながら、優生思想と文学との多様な関係性を究明しようとしたものである。

以下、章毎に論旨を要約する。

序章において、資本主義の発展がもたらす人道的な問題に対する関心が高まった社会背景について述べた上、本論の研究対象と目的及び研究方法について述べる。

第1章では、3部作『死線を越えて』において記述された著者賀川豊彦(主人公新見栄一)の「病」との出会い、彼の貧民窟における活躍、貧民窟で蔓延している伝染病、悪質遺伝、結婚と恋愛との問題等、貧民窟に潜んでいる様々な人道的問題を「優生思想」という観点から捉え直す。さらに『死線を越えて』以前に書かれた「貧民窟探訪小説」と「貧民」というテーマを扱うフィクションも取り上げ、『死線を越えて』と比較した。とりわけ問題としたのは、当時の「隔離政策」である。そうした中であって、賀川豊彦は「弱者」に対して基督教的な寛容、同情を示し、彼等の悲惨な生活を癒そうとしている。しかし、それと同時に彼は当時の知識人の中で流行していた「悪質な遺伝」についての「優生思想的な考えを述べ、「宗教」や宗教的な「聖愛」や「一夫一婦」制に基づいた「優生的な」結婚によって社会から「悪質な遺伝」を取り除くことを夢見ている。彼が優生思想に賛意を表したのは、日本のキリスト教社会事業家として例外ではなく、当時のキリスト教社会事業家の中にさえ「禁絶的優生学」(ネガティブ・ユージェニクス)を肯定的に論じていた者がいたことも指摘する。そして賀川は日本における社会的な諸問題を過剰な人口の増加という問題にすり替え、マルサス主義的な思想を信奉していたことが明らかにされる。

第2章では、谷崎潤一郎の『創造』という短編小説における「美」への追求、そして「美」と「優生思想」の繋がりについて論じる。具体的には『創造』のストーリーの背景にあると思われる当時の西洋人に対する劣等意識とそれを乗り越える手段としての「優生学」的結

婚についての考察を行う。小説の主人公における身体劣等意識は、当時の日本の知識人をはじめ、日本の社会の中で話題になっていた西洋人に対する肉体・容貌コンプレックスを背景にしているものであることが確認された。『創造』と「優生思想」との関係は直接的ではないのだが、小説の主人公が影響を受けたプラトンの思想がはらむ「優生思想」と当時の代表的な「優生思想家」海野幸徳の思想との類似点を明らかにする。しかし、『創造』の最後に「優生思想」に対するアンチテーゼが述べられ、芸術の「美」は日常的な「優生思想」を凌駕しているという結末に至る。そこには著者谷崎の「優生思想」というより、「美」を追求する「芸術至上主義」への惑溺が窺えるという。「人種改良」のために「優良なる男女」を恋愛させ、生殖させることについて楽観的に論じていた日本の知識人に対し、『創造』においてはその実験の結果として誕生する「理想的な」子供の将来への不信感が表現されている。

第3章においては、資本主義の発展に伴って形成された「中流階級」を対象にした科学小説であり、「ユートピア」的な未来予測でもある星一の『三十年後』について論じ、そのモデルの一人である後藤新平の思想などと対比しながら考察した。そこで描かれていたのは、まさに優生思想家が理想としていた人種改善の結果として出来上がった「平均的な」肉体と精神を持っている国民の社会である。その社会を達成するための手段として医療をはじめとした「科学」の業績と、「優生学的な」結婚が考えられている。その医学への信頼は、まず著者星一の「製薬会社の社長」という実際の立場と、当時の中流階級における「健康ブーム」とそれに関連している「日常薬の普及」、そして、当時「優生思想家」の中で広がっていた「人種改良」のために利用される「医学的な操作」についての考えに基づいていることが指摘された。

さらに、『三十年後』の中で提供された理想的な「管理社会」像に対し、ほぼ同時代に書かれたロシアのザミャーチンの『われら』を対照させた。ザミャーチンは、社会における「平均化」に対して不信感を示し、そして優生思想家が考えていた理想的な社会を作り上げるための「不適者」に対する「隔離政策」および「医療操作」が後にファシズム政権によって盛んに行われることを予測したかのような「アンチ・ユートピア」の世界を描いており、『三十年後』がはらむ理想社会の裏面を指摘する。

第4章では、芥川龍之介と〈狂気〉の問題を『河童』の分析を通して明らかにし、「優生思想」への風刺が含まれる本作を評価する。具体的には、近代日本の民衆における「狂気」のイメージ、葦原将軍の存在との繋がりや狂気というテーマを扱った芥川の他の作品に加えて、「優生思想」と「産児制限」への見方や、『河童』や晩年の作品で表現される恋愛あるいは結婚観などについて分析した。『河童』における「弱者」への独特の態度については、芥川龍之介の自伝的事実に着目する。実母が精神病患者であった芥川自身が当時に流行っていた「優生思想」によって「悪質な遺伝」をもっている「不適者」として自分のことを位置づけ、それ故晩年の作品の一部において「狂気」への「嫌悪感」を示す一方、『河童』においては「狂人」への同情とともに、憧憬さえ表現しているという。そして『河童』の主人公である「狂人」の「僕」は、その話において「優生思想」を風刺し、「弱者」の味方として登場している。さらに聞き手の「僕」もその話に共感している。大正末期から昭和初期にかけける時期は「優生思想」と「産児制限」が複合しはじめた時期である。しかも、多くの論者は、「産児制限」が「低層階級」に限って行われ、それによって日本社会における様々な問題が解決されるであろうと信じていた。その立場も『河童』において

批判され、「産児制限」という政策における「胎児」の存在が重視されている。

終章において、これまでの分析結果を踏まえて、大正時代と昭和初期に書かれた作品における「優生思想」や、それに関連する様々な社会問題への眼差しについて、4つの作品における共通点と相違点について総括した。

学位論文審査の要旨

主査 准教授 押野 武志
副査 教授 佐藤 淳二
副査 准教授 水溜 真由美

学位論文題名

日本近代文学と優生思想

平成20年4月11日開催の文学研究科教授会において、審査委員会の発足が認められた。平成20年4月14日に第1回審査委員会を開き、申請論文の配布と審査日程の調整を行った。平成20年6月19日に第2回審査委員会を開き、申請論文の内容の検討と質問事項の整理を行った。平成20年6月26日に第3回審査委員会を開き、口述試験を実施した。口述試験終了後、ただちに学位授与可否の判定を行った。以下のような理由により本審査委員会は、全員一致して本申請論文が博士（文学）の学位を授与されるにふさわしいものであると認定した。

本論文の研究成果は以下の2点に要約することができる。第一にジャンルや作者の思想、小説観がそれぞれ異なる作品を「優生思想」という同一の視座から分析・比較することで、作品と同時代の社会的、あるいは思想的背景との強固な結びつきが明らかにされた点にある。たとえば、『三十年後』のモデルの一人である後藤新平が先導した「隔離政策」というモチーフは、『死線を越えて』における伝染病への対策や、その社会における「危険思想」への取締まりなどに反映されている。そして「一夫一婦」制や、社会的な「不適者」への態度も4つの作品を貫くテーマである。間接的にせよ、「優生思想」の影響が何らかの形において、それぞれの作品において見出され、「病者」、「犯人」、「貧民」などの「悪質な遺伝」の所有者と思われる者へのそれぞれの態度を明らかにした。また、とりわけ「優生思想」と深く結び付いている男女関係への見方に焦点を合わせることで、文学研究と思想史研究との接続を具体的な水準において分析することを可能にした。

第二には、作品が同時代の言説を反映しているという指摘の一方で、その取り入れ方には差異があること、そこに作品それぞれの特性や作家性を見出した点にある。例えば、『河童』においては、『死線を越えて』と『三十年後』で賛美された「一夫一婦」制に基づいた結婚制度への不信感が表現されている。そして『三十年後』の「純聖愛」結婚に対し、『河童』をはじめ、芥川の晩年作品の中では「恋愛」と「結婚」が対立するものとして扱われていると結論付ける。谷崎も「恋愛」を賛美しているが、『創造』の主人公の考えによると、恋愛と生殖のチャンスはすぐれた男女にのみ与えられるべきもので、「恋愛」への管理が必要であると主張している。また『死線を越えて』と『三十年後』の間においても、結婚においてあくまでも2人の意志や「恋愛」関係を重視した賀川に対し、星一は結婚を国家によって管理し、強い国家を作り、維持するための手段の一つとして考えていたというように、それぞれの作品の微細な差異にも着目している。

但し、問題がないわけではない。大正から昭和初期という時代的な限定を施しながら、明治期からはじまる優生思想と対照させるなど、この時期固有の「優生思想」の問題、さらには、天皇制と断種法との関わりなど日本独特の「優生思想」の文脈への配慮があまり見られなかった点にある。それとの関連で「優生思想」を広範囲に捉えすぎたため、国家による国民管理のシステムをもっぱら「優生思想」で性急に説明している箇所も見受けられる。しかし上の二つの成果にあるように、従来同一の水準において関連付けられなかった作品群を「優生思想」を手がかりに結び付けることで、同時代言説との有機的関連性と「優生思想」の多様な広がりが見事に明らかになった。さらには、本格的な星一の『三十年後』論としては本論文がはじ

めてであり、比較文学的な観点から新しい評価の視点が提示されるなど、高い水準に達しているものと評価することができる。

以上のような審査結果を踏まえ、平成20年7月3日に第4回審査委員会を開き、審査結果報告書を検討し作成した。平成20年7月9日に審査結果報告書を提出し、平成20年7月18日開催の研究科教授会において審査報告を行った。平成20年9月19日開催の研究科教授会において審査についての可否投票が行われ、ゴドワロワ・エカテリナ氏に対する学位授与が承認された。